沖医発第１２０７号
令和　8年11月　5日

地区医師会担当理事　殿

沖縄県医師会
副会長　平安　明
（公印省略）

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正についての通知となっております。

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」につきましては、令和７年７月３日付け沖医発第423号「「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について」等においてご連絡申し上げているところです。

このたび、当該通知の別添１「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」の一部が改正され、本年10月20日より適用されております。

今回の一部改正においては、出産育児一時金等の支給等の事務における適切な用語の使用の観点から、「異常分娩」という用語を「保険診療を伴う分娩」に、「正常分娩」という用語を「保険診療を伴わない分娩」に、それぞれ置き換えられております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

● 「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について
（令和８年10月29日（日医発第1502号）（保険））

沖縄県医師会事務局保険課
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089